



第22回熊谷めぬま駅伝大会 1月24日に市内外から過去最多の197チームが参加し、選手たちが力走を見せました。

## 特集

### ▼ P2

4月1日、熊谷市は「特例市」に移行します

### ▼ P4

熊谷さくらマラソン大会

### ▼ P5

全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会

### ▼ P6

めぬまカップ“2009”

### ▼ P7

市政ワイド

江南地域審議会委員を募集します ほか

### ▼ P10

市政情報

### ▼ P16

くらしの情報

催し・講習・募集・試験・スポーツ

### ▼ P20

くらしの相談

### ▼ P21

いきいき元気みんなの健康

### ▼ P24

文化施設情報

### ▼ P28

ニャオざね、くま博士の教えて！熊谷

### ▼ P30

フォトニュース・市報クイズ  
おたよりパレット

### ▼ P32

情熱世代 夢追い人・フレッシュクッキング

移譲事務	主な事務内容	担当課
<b>(1) 環境行政に関する事務</b>		
1 騒音規制法に基づく事務	工場、建設作業などからの騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等	環境政策課 (江南庁舎) TEL 048-536-1521
2 水質汚濁防止法に基づく事務	特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令等、常時監視、公表、報告徴収、立入検査等	
3 悪臭防止法に基づく事務	悪臭原因物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定、公示、周辺市町村長の意見聴取、関係行政機関の長への協力要請等	
4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務	汚水等排出施設を設置している工場に係る特定事業者が公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理	
5 振動規制法に基づく事務	振動を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等	
6 土壌汚染対策法に基づく事務	土壌汚染に係る指定区域の指定等	
<b>(2) 都市計画・建設行政に関する事務</b>		
1 土地区画整理法に基づく事務	土地区画整理事業の施行地区内の建築行為の許可、許可に当たっての施行者に対する意見聴取、原状回復命令等	都市計画課 (大里庁舎) TEL 0493-39-4807
2 駐車場法に基づく事務	都市計画区域内における路外駐車場管理者からの届出の受理、報告、立入検査等および駐車場管理者に対する是正命令等	
3 住宅地区改良法に基づく事務	改良地区内における建築物等の新築等の許可等	
4 マンションの建替えの円滑化に関する法律に基づく事務	マンション建替組合設立の認可、個人が施行するマンション建替事業の認可等	
5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務	特定路外駐車場に係る規準適合命令等	
6 都市再開発法に基づく事務	市街地再開発促進区域内における建築の許可等	
7 大都市地域における住宅および住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務	土地区画整理促進区域および住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可等	
8 被災市街地復興特別措置法に基づく事務	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可等	
9 都市計画法に基づく事務	都市計画事業地内の建築等の許可等 測量・調査のための土地の試掘等の許可、開発審査会の設置等	
10 宅地造成等規制法に基づく事務	宅地造成工事規制区域の指定等、宅地造成工事許可等、規制区域内の所有者等への勧告、改善命令等	
<b>(3) 産業・経済行政に関する事務</b>		
1 計量法に基づく事務	計量法に基づく勧告、定期検査等	商業観光課 TEL 048-524-1111

### 4月から事務の取扱い窓口が変わります

変更は、次のとおりです。お問合せは、それぞれの事務取扱い窓口へお願いします。

取扱い窓口が変更となる事務	現在の取扱い窓口 (3月31日まで)	新たな取扱い窓口 (4月1日から)
「あっぱれ!熊谷流」プロジェクト	企画課 TEL 048-524-1111	環境政策課 (江南庁舎) TEL 048-536-1521
歯科在宅訪問診療事業	在宅ケアセンター TEL 048-526-1256	健康づくり課 (熊谷保健センター内) TEL 048-528-0601
改葬許可事務	環境衛生課 (江南庁舎) TEL 048-536-1521 妻沼行政センター市民環境課 TEL 048-588-1321	市民課 TEL 048-524-1111 大里行政センター市民福祉課 TEL 0493-39-0311 妻沼行政センター市民環境課 TEL 048-588-1321 江南行政センター市民福祉課 TEL 048-536-1521
ムサシトミヨに関する事務	社会教育課・江南文化財センター TEL 048-536-5062	環境政策課 (江南庁舎) TEL 048-536-1521

◆行政改革推進室 TEL 内線 216

特例市は、市に都道府県の事務権限のうち、環境行政、都市計画・建設行政、産業・経済行政の分野に関する17法令の事務が移譲されるもので、政令指定都市、中核市に次ぐ新たな大都市制度として、平成12年4月に創設されました。

特例市となる要件は、人口20万人以上の市で、市からの申出(都道府県の同意、関係議会の議決が必要)に基づいて、政令で指定されます。

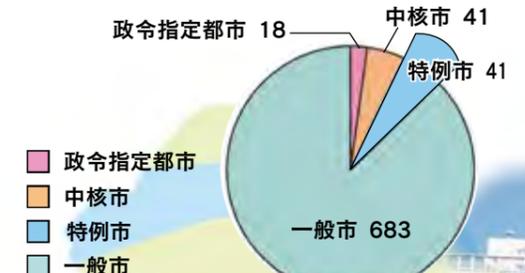
大きなメリットは、これまで市を経由して、最終的に県が許認可等を行ってきたものを市が直接行うことにより、行政サービスが迅速かつきめ細かく実施できること、そして特例市に移行することで、市としての知名度やイメージがより向上することなどが挙げられます。

◆企画課 TEL 内線 331

### 全国の市数と都市比較

平成21年4月1日予定

政令指定都市	横浜市、大阪市など	18市
中核市	横須賀市、宇都宮市など	41市
特例市	水戸市、高崎市など	41市
一般市		683市
全国の市数合計		783市



### 特例市に向けての熊谷市の動き

年	月日	事項
平成17年	10月1日	熊谷市・大里町・妻沼町が合併し、新・熊谷市が誕生
平成18年	4月1日	熊谷市・江南町合併協議会を設置
	11月10日	熊谷市へ江南町の編入合併に関する官報告示
平成19年	2月13日	熊谷市へ江南町が合併 特例市への移行表明(熊谷市の人口が20万人を超える)
	4月	特例市の指定に向け、埼玉県と協議を開始
	6月	市議会で特例市特別委員会を設置
平成20年	2月28日	市長が県知事に対し、特例市移行について協力要請
	6月23日	特例市の指定に係る申出について市議会議決
	7月8日	埼玉県に同意申し入れ
	10月10日	特例市指定の申出に係る埼玉県議会議決
	10月17日	特例市指定の申出に係る埼玉県の同意書交付
	10月22日	市長が総務大臣に特例市指定の申出書を提出
	11月18日	閣議決定
11月21日	特例市の指定に関する政令公布	
平成21年	4月1日	特例市に移行(県内では川口、所沢、越谷、草加、春日部に続き6番目)

### 新たに移譲される主な事務

#### 環境行政に関する事務

「土壌汚染対策法」に基づく事務…土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査命令等

使用されなくなった有害物質使用特定施設の工場・事業所の跡地の土壌汚染状況を調査させ、指定基準に適合しない場合は汚染の除去命令を行います。

#### 都市計画・建設行政に関する事務

「都市計画法」に基づく事務…開発審査会の設置等

市街化調整区域における開発行為等の許可についての審議や開発許可処分についての審査請求に対応するため「開発審査会」を市長の附属機関として設置し、運営します。

#### 産業・経済行政に関する事務

「計量法」に基づく事務…はかりの定期検査等

取引や証明行為などの業務に使用するはかり(特定計量器)の定期検査を行います。

また、その他の特定計量器(電気・ガス・水道・燃料油等のメーター)取扱事業者への立ち入り検査やスーパーマーケット等への商品量目(内容量)の立ち入り検査を行います。

平成21年4月1日  
熊谷市は「特例市」に移行します



第9回大会開会式 東福岡高校猿楽直希主将による選手宣誓

さくらの花とともに熊谷に春の到来を告げる「全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会」が、今年も熊谷ラグビー場で開催されます。

第10回記念大会の今大会からは、昨年よりも6チーム増の32チームが、全国10地区の代表として熱い戦いを繰り広げます。

熊谷に集結する全国の高校生ラグーたちに、皆さんの熱い声援をお願いします。

◆保健体育課 ☎内線 391

**試合方法** 予選リーグ 出場 32チームによる4チーム×8ブロック(A~H)の各ブロック総当りのリーグ戦  
決勝トーナメント 各ブロックの1位チームが進出。準々決勝からのトーナメント勝法により、優勝チームを決定

**予選リーグ (20分ハーフ)**

4月1日(水) 全16試合		4月2日(木) 全32試合	
第1試合 11:00	試合会場 Aグラウンド Bグラウンド Cグラウンド	第1試合 9:00	試合会場 Aグラウンド Bグラウンド Cグラウンド 補助陸上競技場
第2試合 12:00		第2試合 10:00	
第3試合 13:00		第3試合 11:00	
第4試合 14:00		第4試合 12:00	
第5試合 15:00		第5試合 13:00	
第6試合 16:00		第6試合 14:00	
	第7試合 15:00		
	第8試合 16:00		

**決勝トーナメント (30分ハーフ)**

決勝 4月7日(火) A 13:00

準決勝 4月5日(日) A 13:15 / 4月5日(日) A 12:00

準々決勝 4月4日(土) A 11:00 / 4月4日(土) A 12:15 / 4月4日(土) A 13:30 / 4月4日(土) A 14:45

※開始時間は変更になる場合があります。

※決勝トーナメントは有料(500円、当日券のみ。ただし、中学生以下無料)となります。  
※大会日程等は変更となる場合があります。※組合せは、3月下旬に決定します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

**交通案内**

- JR熊谷駅からバス
  - ・葛和田行き「赤城神社前」下車、徒歩5分
  - ・熊谷スポーツ文化公園行き「熊谷スポーツ文化公園」下車、徒歩2分
  - ・くまがやドーム行き「ラグビー場入口」下車、徒歩2分
- 試合開催日は熊谷駅から熊谷ラグビー場行きの臨時バスが運行されます。
- 駐車場(約1,200台分)あり

**所在地**

熊谷スポーツ文化公園  
上川上 810 ☎048-526-2004



# 第10回記念 全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会



# 第19回熊谷さくらマラソン大会

▲第18回 熊谷さくらマラソン大会

桜の花咲く 3/22(日) 雨天決行 交通規制・沿道声援にご協力をお願いします。  
9:20~12:30 ごろ

沿道の声援はランナーの励みになります。  
市民の皆さん、大会を盛り上げるために  
ご協力をお願いします。

種目	部門	スタート~フィニッシュ
1.5km	親子マラソン男の子	9:25~9:35 ころ
	親子マラソン女の子	9:30~9:40 ころ
	小学4年生男女	9:35~9:45 ころ
2.5km	小学5年生男女	9:40~10:00 ころ
	小学6年生男女	9:45~10:05 ころ
5km	一般・壮年男子	9:55~10:40 ころ
	中学男子	10:05~10:50 ころ
	一般・ジュニア女子 中学女子	
10km	全部門	10:35~12:00 ころ
ハーフ	全部門	9:50~12:25 ころ

- 大会コースは大幅な交通規制が実施されます。
- 交通規制・迂回については現場警官等の指示に従ってください。
- 路線バスは運行しています。
- 安全のため路上駐車はご遠慮ください。

主催：熊谷市・熊谷市教育委員会・(財)熊谷市体育協会・熊谷さくらマラソン大会実行委員会

◆保健体育課 ☎内線 392

**コース略図**

● 籠原駅付近 10:15 ころから 11:30 ころまで

● セキチュー前交差点 9:20 ころから 10:45 ころまで

● 貨物ターミナル 10:10 ころから 11:45 ころまで

● 石原駅付近 10:05 ころから 11:40 ころまで

● 広瀬交差点 9:45 ころから 10:45 ころまで

● 星川お祭り広場 9:55 ころから 11:25 ころまで

● ハーフマラソンコース (21.0975km)

● 10km

● 5km

● 熊谷運動公園屋内プール「アクアピア」

● 陸上競技場

● スタート

● 1.5kmコース

● 2.5kmコース

熊谷運動公園屋内プール「アクアピア」は、熊谷さくらマラソン開催のため3月22日(日)午前の部を臨時休業します。ご理解とご協力をお願いします。午後および夜間の部は、営業しますので、ご利用ください。休業についてのお問合せは、下記へ。

熊谷運動公園屋内プール「アクアピア」は、熊谷さくらマラソン開催のため3月22日(日)午前の部を臨時休業します。ご理解とご協力をお願いします。午後および夜間の部は、営業しますので、ご利用ください。休業についてのお問合せは、下記へ。

◆熊谷運動公園屋内プール事務室 ☎048-533-9100

魅力あふれるまちづくりに参加しませんか  
**江南地域審議会委員を募集します**

**応募資格** 現在、江南地域に住所を有し、20歳以上の方で、引き続き江南地域に居住し続ける方  
**任期** 委嘱の日から2年間  
**募集人員** 3人  
**会議** 年1、2回、平日の昼間を予定しています。  
**応募期限** 3月31日(火)  
**応募方法** 住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・職業を明記のうえ、「まちづくりについての考えおよび応募理由」を800字以内にまとめ、企画課(市役所3階)へ直接お持ちください。  
 ※委員は、審査により決定することとし、審査結果については、応募された方全員にお知らせします。  
 ◆企画課 ☎内線 215

**行政センター・出張所・駅連絡所も  
 身近な市の窓口として利用できます。**  
 窓口の混雑緩和にご協力をお願いします。

住民票・戸籍・印鑑登録等の届出および諸証明書の発行窓口として、市内には、大里・妻沼・江南行政センター、10か所の出張所(公民館内)、熊谷駅と籠原駅に駅連絡所があります。住民異動の時期を迎え、市役所(本庁)窓口の混雑が予想され、お待ちいただく時間が長くなると思われまます。市内各窓口を有効利用して混雑緩和にご協力をお願いします。

**行政センター・出張所・駅連絡所で取り扱う業務** (×印の業務は取り扱っていません。)

届出書・申請書・証明書の種類	行政センター	出張所	駅連絡所
戸籍事務 ・出生届、婚姻届、死亡届など ・戸籍謄本・抄本などの証明書の交付 ・戸籍届出受理などの証明書	○	○	×
住民基本台帳事務 ・転入届、転出届、転居届など ・住民票の写し等の交付	○	○	×
印鑑登録事務 ・印鑑の登録や廃止の申請 ・印鑑登録証明書	○	○	×
税証明書 ・住民税、固定資産税など	○	×	×
母子健康手帳事務 ・妊娠届 ・母子健康手帳の交付	×	○	×
許可証 ・埋・火葬許可証ほか	○	○	×

※出張所・駅連絡所は平日のみの取り扱いです。また、税や保険、年金、諸手当の手続きはできません。  
 ※駅連絡所は、7時～8時30分および17時15分～20時は、諸証明の即時交付ができません。  
 ◆詳しくは下記へ  
 大里行政センター市民福祉課 ☎0493-39-4812  
 妻沼行政センター市民環境課 ☎048-588-9983  
 江南行政センター市民福祉課 ☎048-536-1521  
 中条出張所 ☎048-523-8565 奈良出張所 ☎048-521-0056 別府出張所 ☎048-532-6605  
 三尻出張所 ☎048-532-3656 吉岡出張所 ☎048-536-1306 星宮出張所 ☎048-525-3422  
 久下出張所 ☎048-521-0780 佐谷田出張所 ☎048-524-5411 玉井出張所 ☎048-532-3987  
 大麻生出張所 ☎048-532-3519 熊谷駅連絡所 ☎048-521-7555 籠原駅連絡所 ☎048-532-3007  
 ◆市民課 ☎内線 269

市政ワイド  
 熊谷市役所 ☎048-524-1111  
 大里行政センター ☎0493-391031  
 妻沼行政センター ☎048-588-1321  
 江南行政センター ☎048-536-1521



**第15回熊谷市高校女子サッカー大会  
 めぬまカップ “2009”**

大会キャッチフレーズ「**絆-夢をつないで-**」

若き“なでしこ”たちにご声援を



第14回大会決勝戦  
 常盤木学園(宮城・緑)対 大阪桐蔭(大阪・シルバー)

北は北海道から南は鹿児島まで、全国大会上位チームを含む48チームによる女子高校生のサッカー大会が開催されます。「なでしこジャパン」を目指す、若さあふれるプレーを、ぜひご観戦ください。  
 ◆教育委員会妻沼事務所(大会事務局・妻沼中央公民館内)  
 ☎048-588-1327

とき 3月25日(水)～29日(日) 10:00～16:00  
 ※25日は開会式のみ。また、29日は14:30から閉会式  
 ところ 利根川総合運動公園サッカー場、妻沼運動公園

**第15回めぬまカップ“2009”参加校**

都道府県名	高校名	都道府県名	高校名	都道府県名	高校名
北海道	北海道文教明清高校	東京都	文京学院大学女子高校	京都府	京都精華女子高校
岩手県	県立水沢高校	東京都	成立学園高校	大阪府	大阪桐蔭高校
	県立花北青雲高校		修徳高校	兵庫県	日ノ本学園高校
宮城県	常盤木学園高校	神奈川県	横浜国際学院女子大学附属高校	広島県	広島文教女子大学附属高校
	東北高校		湘南学院高校		山陽学園女子大学附属部
山形県	県立山形西高校	山梨県	日本航空高校		県立祇園北高校
福島県	県立富岡高校	福井県	福井工業大学附属福井高校	岡山県	作陽高校
茨城県	県立日立第二高校	富山県	県立高岡商業高校	愛媛県	県立宇和島南中等教育学校
栃木県	宇都宮文星女子高校		桐陽高校	鹿児島県	鳳凰高校
	県立桐生女子高校	静岡県	県立吉原高校		埼玉平成高校
群馬県	太田市立商業高校		磐田東高校		埼玉栄高校
	県立太田女子高校		清水国際高校		県立松山女子高校
	高崎健康福祉大学高崎高校	愛知県	聖カピタニオ女子高校		県立熊谷女子高校
千葉県	県立幕張総合高校		県立旭丘高校		花咲徳栄高校
東京都	十文字高校	滋賀県	県立八幡商業高校		県立浦和西高校
	村田女子高校	京都府	京都橘高校		本庄第一高校

**交通案内**

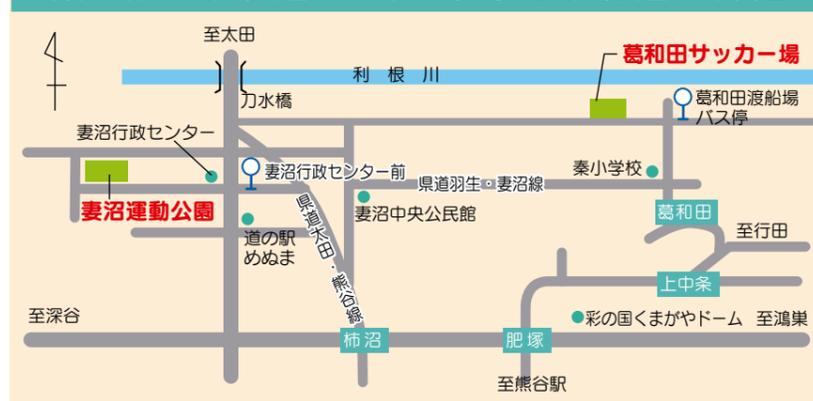
- 利根川総合運動公園サッカー場  
 バス：JR熊谷駅～葛和田行き終点下車すぐ
- 妻沼運動公園  
 バス：JR熊谷駅～妻沼行き(バイパス経由)  
 妻沼行政センター前下車 徒歩15分

**所在地**

- 利根川総合運動公園サッカー場  
 葛和田河川敷
- 妻沼運動公園  
 飯塚200 ☎048-588-3100

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

**利根川総合運動公園サッカー場・妻沼運動公園の案内図**



市税などの課税基準日等について

熊谷市への転入・転出、軽自動車の購入・譲渡等、固定資産の売買・相続等、あるいは国民健康保険への加入・脱退等により、課税内容が変わってきますので、税目ごとの窓口にて所定の手続きを行ってください。  
今後とも市税などへのご理解・ご協力をお願いします。なお、市税などの課税基準日等や問合せ先は、下記のとおりとなります。

税目	課税基準日等
市・県民税	その年の1月1日現在、熊谷市に住所がある人に課税されます。 (例)平成21年2月に熊谷市から転出された方は、平成21年度の市・県民税は、1年度分を熊谷市に納めていただくこととなりますので、転出先の市町村では、課税されません。 なお、平成21年度の市・県民税は、平成20年中(平成20年1月1日～12月31日)の所得をもとに算出します。
軽自動車税	その年の4月1日現在の所有者に課税されます。 (例)平成21年4月2日に廃車届を出したとしても、平成21年度の税金は、納めていただくこととなります(譲渡等の際には、名義変更の手続きをお忘れなく)。 なお、軽自動車税は、自動車税(県税)と違い、月割り課税がありません。1年度分を納めていただくこととなります。
固定資産税	その年の1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されます(家屋が未登記の場合は、土地家屋(補充)課税台帳に所有者として登録されている方に課税されます)。 (例)平成21年5月に売買をし、所有権が移転したとしても、平成21年1月1日現在の登記簿上の名義人が、平成21年度の納税義務者となります。
国民健康保険税	国民健康保険に加入している月数により、月割りで課税されます。 (例)平成21年9月10日に熊谷市に転入された方は、7か月分(平成21年9月～平成22年3月までの分)、また以前から国民健康保険に加入していた方が、平成21年6月5日に転出した場合は、2か月分(平成21年4月～5月分)が、課税されます。 なお、納税義務者は世帯主となります(世帯主が国民健康保険の資格がない場合でも、世帯内に国民健康保険に加入している方がいるときは、世帯主が納税義務者となります)。社会保険等への加入、脱退により国民健康保険資格に異動が生じたときは、保険年金課または大里・江南行政センター市民福祉課、妻沼行政センター市民環境課にお届けください。 また、残りの税金を精算したい場合は、納税課または各行政センター総務課までお願いします。

問合せ先

市・県民税	市民税課(市役所2階) ☎内線 244・247
軽自動車税	市民税課(市役所2階) ☎内線 245
固定資産税	資産税課(市役所2階) 土地について ☎内線 250、家屋について ☎内線 252
市税の納付	納税課(市役所2階) ☎内線 259 大里行政センター 総務課 ☎0493-39-0311 妻沼行政センター 総務課 ☎048-588-1321 江南行政センター 総務課 ☎048-536-1521
国民健康保険税	保険年金課 ☎内線 248 (市役所1階 5番窓口) 大里行政センター 市民福祉課 ☎0493-39-0311 妻沼行政センター 市民環境課 ☎048-588-1321 江南行政センター 市民福祉課 ☎048-536-1521
保険証の手続き	保険年金課 ☎内線 276 (市役所1階 5番窓口)

軽自動車・バイクなどの手続き

軽自動車やバイク、トラクターなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されます。例えば、4月2日に廃車届を出したとしても、その年の税金は納めていただくこととなります。  
特に、廃車をする場合は、車種ごとの届出先で標識返納などの正式な手続きを行わない限り、税金がいつまでもかかってしまいます。  
また、次のようなときも必ず届出・手続きをしてください。  
○譲渡により、所有者が変わったとき  
○所有者が他の市区町村へ転出したとき  
○所有者が死亡したとき  
○盗難に遭い、警察に盗難届を出してあるとき など  
車種ごとの届出先・手続場所は右記のとおりとなりますので、手続きの方法や必要書類などについては直接お問合せください。  
◆市民税課 ☎内線 245

車種	届出先・手続場所
熊谷市(合併前の旧町分含む) 交付ナンバーの車両 ○原動機付自転車(125cc以下のもの) ○小型特殊自動車(農耕作業用・特殊作業用)	市民税課 ☎内線 245
検査登録事務所交付ナンバーの車両 ○小型特殊自動車(大型農耕用トラクター 熊谷99め など) ※この車両は右記の①②の2か所への届出が必要です。	①市民税課 ☎内線 245 ②埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 (音声ガイダンス)
二輪車(125ccを超えるもの)	埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 (音声ガイダンス)
軽自動車(三・四輪車)	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎048-574-1662

水道料金が変わります

熊谷市では、合併前の旧市町(旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町・旧江南町)ごとの料金表で料金計算を行っていましたが、平成21年6月検針分(奇数月に検針を行っている地区の場合には7月検針分)以降からは、市内全域を同じ料金表を適用して水道料金の計算をします。

料金表については、合併前の旧熊谷市の料金表に統一をしますが、料金は水道メーターの口径別に基本料金と従量料金で計算を行いますので、ご使用になられている水道の口径や水量によって、料金が値上げとなる場合、値下げとなる場合があります。

今回の改定につきましては、熊谷市内のどこで水道をご利用いただいても同じ料金とするため、市内の約8割の方に適用している旧熊谷市の料金表に統一を行うものですので、ご理解をお願いします。

○新料金表(1か月につき)

口径	基本料金		従量料金(1m <sup>3</sup> につき)	
	13mm	10m <sup>3</sup> まで	1,050.0円	1m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで
20(16)mm	10m <sup>3</sup> まで	1,102.5円	10m <sup>3</sup> を超え15m <sup>3</sup> まで	136.5円
25mm	10m <sup>3</sup> まで	1,155.0円	15m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	147.0円
30mm		1,785.0円	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	178.5円
40mm		3,150.0円	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	199.5円
50mm		7,875.0円	50m <sup>3</sup> を超える分	210.0円
75mm		12,600.0円		
100mm～150mm		21,000.0円		
公衆浴場用 臨時用	100m <sup>3</sup> まで	3,150.0円	100m <sup>3</sup> を超える分	31.5円
		1m <sup>3</sup> につき		367.5円

※旧熊谷市地域にお住まいの皆さんについては、料金の変更はありません。

◆水道部営業課

☎048-520-4132



熊谷運動公園・妻沼運動公園からのお知らせ

テニスコートの料金が変わります

4月1日から、人工芝コートの料金に変更になります。料金は下表のとおりです。

区分	一般	児童・生徒等	備考
人工芝コート	1面1時間 600円	1面1時間 300円	—
クレーコート	1面1時間 300円	1面1時間 150円	従来のとおりです。

熊谷運動公園多目的広場が4月1日から有料施設になります

区分	午前		午後		全日		夜間	
	8時30分～12時	13時～17時	8時30分～17時	17時～21時	8時30分～17時	17時～21時	17時～21時	17時～21時
一般	北面 800円	南面 800円	北面 800円	南面 800円	北面 1,600円	南面 1,600円	北面 1,600円	南面 1,600円
児童・生徒等	北面 400円	南面 400円	北面 400円	南面 400円	北面 800円	南面 800円	北面 800円	南面 800円
照明設備(北面に限る)	全点灯		2分の1点灯		1時間につき3,000円		1時間につき1,500円	

※熊谷市、深谷市、寄居町に居住または通勤若しくは通学をしている方以外で利用する場合は、上記の額の倍額になります。

※入場料またはこれに類する料金を徴収する場合は別途使用料がかかります。

◆熊谷運動公園施設管理事務所 ☎048-532-2441

◆妻沼運動公園施設管理事務所 ☎048-588-3100

屋内プール「アクアピア」の営業について

4月1日から3部制(午前・午後・夜間)を廃止します。これにより9時から21時まで時間制限なくご利用が可能になります。

◆屋内プール ☎048-533-9100

コミュニティ施設の使用料が変わります

4月1日から下記のとおり使用料が変更になります。

◆市民活動推進課 ☎内線 330

大里コミュニティセンター 開館時間：9時～22時

室名	定員(人)	使用料(円)		
		9時～12時	13時～17時	18時～22時
大集会室	300	2,500	2,800	3,000
小集会室	40	800	900	1,000
ボランティアヒューロー	12	400	500	600
和室1	20	500	600	700
和室2	40	800	900	1,000
会議室1	30	700	800	900
会議室2	24	600	700	800
ホール	120	1,800	1,900	2,000
調理室	15	900	1,100	1,200

大里ふれあいセンター 開館時間：9時～22時

室名	定員(人)	使用料(円)		
		9時～12時	13時～17時	18時～22時
1階第1会議室(和室)	100	1,700	1,800	1,900
2階第1会議室	100	1,700	1,800	1,900
2階第2会議室(和室)	15	400	500	600
2階第3会議室	10	400	500	600

※1階第1会議室(和室)または2階第1会議室を分割して利用する場合の使用料は半額となります。